

2016年11月15日

各位

会社名 シミックホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役 CEO 中村 和男
 (コード番号 2309 東証第一部)
 問合せ先 取締役専務執行役員 CFO 望月 渉
 (TEL. 03-6779-8000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2016年12月15日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成27年法律第73号)が平成27年9月30日に施行され、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別が廃止されたことに伴い、現行定款第2条(目的)の一部を変更するものであります。

(2)機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり、新定款第37条(剰余金の配当等の決定機関)及び新定款第38条第2項を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)及び現行定款第39条(中間配当)を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目的)	(目的)
第2条 <条文省略>	第2条 <現行どおり>
(1)～(11) <条文省略>	(1)～(11) <現行どおり>
(12) <u>一般労働者派遣業および特定労働者派遣業</u>	(12) 労働者 <u>派遣事業</u>
(13)～(21) <条文省略>	(13)～(21) <現行どおり>

現行定款	
(自己の株式の取得)	
第7条	<u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
第8条～第37条	<条文省略>
	<新 設>
(剰余金の配当の基準日)	
第38条	当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
	<新 設>
2	前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当)	
第39条	<u>当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u>
第40条	<条文省略>

変更案	
<削 除>	
第7条～第36条	<現行どおり>
(剰余金の配当等の決定機関)	
第37条	<u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u>
(剰余金の配当の基準日)	
第38条	当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2	<u>当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
3	前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
<削 除>	
第39条	<現行どおり>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

: 2016年12月15日(予定)
: 2016年12月15日(予定)

以上